

経済建設常任委員長報告

委員長 五嶋 義行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第10号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」

まちづくり課所管分

委員より、「ふるさと納税の取組の中で、最近話題となっている企業版ふるさと納税に対する市の考えは。」

控除のメリットがあり、『阿蘇』のネームバリューは企業に向けても非常に魅力的であるため、全局的な課題として捉え、しっかりと取り組の方向性を定めて、積極的に推進して欲しい。」との意見がありました。



仙酔峡ロープウェイの支柱

観光課所管分

委員より、「仙酔峡ロープウェイの駅舎間の支柱は、将来どうなるのか。」との質疑があり、観光課長から、「支柱の撤去を行う場合、作業道がないため予想以上の経費が見込まれます。環境省と共に

議案第19号「令和3年度阿蘇市一般会計予算について」

農業委員会 事務局所管分

委員より、「各課で事業計画を策定し、国に承認していただければ、事業実施にかかる財源を企業版ふるさと納税により確保できることになりますので、

以上のようないい結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のようないい結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

メートル以下の場合は、申請締め切りから1か月程度で許可が出ます。3千平方メートルを超える場合は、県の審議会の答申を受けますので、1か月半程度かかります。」との答弁がありました。

以上のようないい結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のようないい結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

関係各課と前向きに協議を進めています。「企業には税額より、「企業には税額

タール（4万平方メートル）未満の農地転用は市で許可できるようになるとのことだが、その説明を。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「令和3年度から4ヘクタール未満の農地の転用については、阿蘇市が許可することになります。」との答弁がありました。さらに、委員

るニーズを把握し、新規就農者を対象とした更なる支援事業等の制度設計に努めています。「との答弁がありました。

「阿蘇市合併以来、年間10名から20名近くの新規就農者の定着実績があり、新規就農時の課題のひとつである初期投資経費を支援するため、150万円を限度として補助していくままで、今後も宮農に関す

るニーズを把握し、新規就農者を対象とした更なる支援事業等の制度設計に努めています。「との答弁がありました。

長から、「今回369万トンを見込んでおりますが、前年度は386万5千トン、前々年度は457万7千トン



内牧第1浄水場

以上のような審査を
おおよその値上げの時
期を見極めていきたい
と考えています。」と
答弁がありました。

と、年々使用水量は減っております。将来的な値上げについては、来年度、資産及び施設の整備計画書を作成し、今後の施設の改良費と収入のバランスにより、おおよその値上げの時期を見極めていきたいと考えています。」と答弁がありました。

議案第31号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」

委員より、「指定管理を安易に解除できないうよう、契約する企業側に保証人などを付け

ることを今後検討課題にして欲しい。」との質疑があり、政策防災課長から、「はな阿蘇美」だけではなく他の施設もありますので、今後の課題とさせていただきました。

以上のような審査を経て討論を行いました。

委員より、「これまでにも保証人を取つておらず、現在も納付金が收取られていないものがあることから、保証人を取らないのは大きな問題であると思うので、反対します。」との反対討論がありましたが、このため挙手による採決を行った結果、

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、別の委員より、「施設が老朽化し、指定管理者が営業できなくなつた場合の補償は。」との質疑があり、指定管理者が営業できないことを、熊本県町村会にもつなげて欲しい。

「指定管理の包括協定の中に、不可抗力等で営業継続ができなくなつた場合の、損害賠償の定めがありませんので、その都度双方で協議することになつています。」との答弁がありました。

議案第38号「和解及び損害賠償の額の変更について」

住環境課長から、「12月議会で議決され

た和解金額について、今回、その不足分の増額変更を審議いただきました。明

らかに熊本県町村会の事務手続きのミスが原

因ですが、和解当事者

として責任を痛感して

います。今後二度とこ

うに、関係機関相互の情報共有を徹底し、確実な連携に努めたいと思ひます。」との補足説明がありました。

委員より、「一度和解したものの変更を、簡単に認めるわけにはいかないでの、反対し

ます。」との反対討論がありました。

また、別の委員より、「議会議決の信頼に関

本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議会にお詫びに来られたが、その後は阿蘇市に丸投げし傍聴にも来られない状態では、賛成できる思いになれないことを、熊本県町村会にもつなげて欲しい。

また、本件を議案として提出するのではなく、変更分のみを専決処分し、報告で終わる方法もあつたのではないかとの思いもある。「」との意見がありました。

議会にお詫びに来られたが、その後は阿蘇市に丸投げし傍聴にも来られない状態では、賛成できる思いになれないことを、熊本県町村会にもつなげて欲しい。

もつておられるのも事実である。もし、この件が裁判にでもなれば、多額の資金が必要となり、阿蘇市が住民を相手に争うという状況になります。

また、住環境課に責任はないとしても、議案を提出する責任はある。今回、議案として提出されている以上は、真摯に審議すべきである。」との賛成討論がありました。

このため挙手による採決を行つた結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。

町村会の間違いが原因であるのに、市が議会で詫びるのはおかしい。熊本県町村会は全員協

の議案に対しても不満を